

宇都宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(解釈及び取扱いの原則)

第2条 条例の解釈及び取扱いについては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号厚生省老人保健福祉局長通知）に準じるものとし、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）に係る国の解釈通知等が他にも存する場合には、併せてこれらの解釈通知等にも準じるものとする。

制定文（平成25年4月1日告示第161-18号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。